

日野町立小・中学校 保護者の皆様

日野町教育委員会

教育長 安田 寛次

緊急事態宣言の解除に伴う教育活動について（お知らせ）

仲秋の候 保護者の皆様におかれましては、ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本町の教育行政および学校の教育活動に格別のご支援とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、去る9月10日付通知にて、緊急事態宣言下の教育活動について保護者の皆様をお願いしたところですが、10月1日をもって滋賀県に対する緊急事態宣言が解除されることとなりました。

また、文部科学省が定める「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準の地域の感染レベルも、滋賀県においては10月1日から「レベル1」に引き下げられることとなりました。

つきましては、引き続き下記のとおりの方針を講じ、感染拡大防止に努めながら慎重に教育活動を進めていくこととします。皆様のご理解とご協力のほど、よろしく願いいたします。

記

【緊急事態宣言解除後（10月1日以降）の対応】

1 感染・濃厚接触・風邪症状等による出席停止等の対応

○おおむね「緊急事態宣言発令」以前の対応フローに戻します。

※詳しくは、別紙「新型コロナウイルス感染症における学校の対応について」（令和3年10月1日現在）をご覧ください。

2 教科等の活動

○感染リスクの高い教科等の下記のような活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で、実施することを検討します。

- ・長時間近距離で対面するグループワーク
- ・近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ・リコーダー奏や鍵盤ハーモニカ奏
- ・調理実習
- ・密集したり組み合ったりする運動 など

3 修学旅行・校外での教育活動（社会見学など）

○旅行先、実施地域の感染状況等を考慮して、十分な感染対策を行った上での実施を可とします。

4 運動会（体育祭）・中学校の部活動

○十分な感染対策を行った上での実施を可とします。

※ただし、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は、実施を見合わせることもあります。

5 学校給食

○衛生管理を徹底した上で通常の提供方法に戻します。

※ただし、食材の発注やアレルギー対応等の関係ですでに決定している献立については、すぐに変更できないため、完全に戻すまでには一定の期間を要します。

なお、具体的な運用の仕方等については、各校の実態に応じて改めて通知等がありますので、そちらをご参照ください。

緊急事態宣言発令中は、同居のご家族を含めた健康観察の徹底にご協力いただくことで、子どもたちへの意識付けと感染拡大防止に大きな成果がみられました。皆様のご協力に大変感謝いたします。

今後については、急に対策を緩めるのではなく、各校の実情に応じて必要な範囲で健康観察の徹底を継続します。詳しくは、各校からの依頼に応じてご協力いただきますようよろしくお願いいたします。